

# 「横浜駅ポートサイド人道橋」ネーミングライツ公募要項

令和元年 7 月 25 日 横浜市道路局企画課

## 1 趣旨

横浜市における道路施設（エレベーター、エスカレーター等）の維持管理財源の確保、民間企業団体等へ地域活動及び社会貢献の場を提供することを目的として、「横浜駅ポートサイド人道橋」へのネーミングライツ（命名権）について、スポンサー企業（以下、「スポンサー」という。）の公募を行います。

## 2 公募主体

横浜市

## 3 契約相手方の条件

- (1) 自らスポンサーとなることを希望する法人または団体が契約することができます。  
※広告代理店等による申込みを妨げるものではありません。
- (2) 政治団体・宗教団体、公職にあるものが役員を務める法人は契約できません。
- (3) 申込時点で、公序良俗に反する事業を行う法人、国・地方公共団体において一般競争入札の参加資格制限を受けている法人及び国税、地方税を滞納している法人は契約できません。
- (4) 契約者の本社・本店所在地については横浜市内外を問いません。
- (5) 横浜市広告掲載基準第 5 条に定める規制業種・事業者は契約できません。

## 4 ネーミングライツ対象施設の概要

- (1) 名称：横浜駅ポートサイド人道橋（市道高島台第 171 号線）
- (2) 所在地：横浜市西区高島二丁目 34 番地から神奈川区金港町 1 番地の 10 まで  
※「12 案内地図」参照
- (3) 供用開始：平成 21 年 12 月 11 日

## 5 スポンサーメリット

	スポンサーメリット	内 容	備 考
1	愛称名の標示	国道横断部の横桁部分（上下線 2 か所）に愛称名を標示することができます。	制作・設置・更新・撤去にかかる費用はスポンサーの負担です。 設置位置・大きさ等は、「7 愛称名等について」参照

2	周辺案内サインへの愛称名表示	周辺案内地区に愛称名を掲載します。	制作・設置・撤去にかかる費用は本市が負担します。 設置位置・大きさ等は既存の案内地区に合わせたものとなります。
3	各種広報印刷物・ホームページ等を使用したマスコミ・市民等へのPR	横浜市の広報印刷物やホームページ等広報ツールにおいて、愛称名決定のお知らせや表示・記載の変更をします。	地図・カーナビ等制作企業にも愛称名の利用を働きかけます。
4	【希望する場合のみ】 横浜駅きた通路内案内サインへの愛称名表示	横浜駅きた通路内の東側壁面に設置されている案内サイン（1箇所）に愛称名を掲載することができます。	制作・設置・撤去にかかる費用はスポンサーの負担です。 掲載内容等は協議により決定します。

## 6 契約条件

### (1) 契約料

申込者からの提案金額となります。月額（税抜）でご提案ください。

なお、契約料の支払いは年度単位とします。

また、スポンサーの責により契約が解除された場合の契約料は返還できません。

### (2) 契約期間

契約開始日※から5年以上とし、契約の満了日は3月31日とします。

※現契約期間が終了する、令和元年12月1日以降となります。

### (3) 愛称標示等にかかる諸経費の負担

横桁部分への愛称名の標示及び契約終了時の愛称名の撤去は、スポンサーが道路法第24条の承認を受けた上で施工していただきます。施工等の費用は全てスポンサーの負担となります（道路法第57条）。また、契約期間中の毀損及び汚損、紛失等したときの復旧についても同様とします。

### (4) 地域貢献の提案

スポンサーとして、地域の清掃美化活動など当該施設及びその周辺を社会貢献の場として活用する提案をしてください。

### (5) 名称変更

利用者の混乱を避けるため、契約期間中の名称変更はできません。

## 7 愛称名等について

(1) 愛称としてつけることができるのは、スポンサーの企業名（店舗名、業種名、企業ロゴも

- 可) 及び商品名です。標語等メッセージを愛称に含めることはできません。
- (2) 横桁部分の愛称標示面積は、縦 0.45m×横 9.2m 以下とします。
  - (3) 標示位置は、国道横断部の横桁部分 2 か所（上り線・下り線）です。
  - (4) 文字色については原則として単色とします。ただし、蛍光色・反射性のある色は使用できません。
  - (5) 愛称標示は、橋桁には損傷を与えず、再剥離が可能（粘着剤が残らない）な仕様とします。
  - (6) 愛称標示による第三者被害が発生した場合には、スポンサーの責任において適切な措置を行ってください。
  - (7) スポンサーが行う設置作業等に起因した損害については、スポンサーの責任において原状復旧する必要があります。
  - (8) 契約期間中に横浜駅ポートサイド人道橋の補修を行う場合、愛称標示が隠れてしまう可能性があります。
  - (9) 提案された愛称名については、横浜市が設置するネーミングライツ導入検討会（以下、「導入検討会」という。）における検討結果等を踏まえ、決定します。なお、応募者に対して愛称名の再提案を求める場合がありますのでご了承ください。
  - (10) (9)で決定した愛称名の標示方法（仕様、ロゴマークの形状及び位置、文字フォント、文字色等）は、横浜市との協議により決定します。
  - (11) 横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準の規定に違反する表示はできません。

## 8 申込方法

別紙 1 「横浜駅ポートサイド人道橋ネーミングライツ申込書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付（別途郵送可）して、申込先に持参または郵送のいずれかの方法により提出してください。

< 必要書類 >

※申込者とスポンサーが異なる場合は両者の書類を提出してください。

- 印鑑証明書
- 登記事項証明書 [商業登記簿謄本]
- 会社概要及び直近 3 か年の決算報告
- 納税証明書 [法人税、法人県民税・法人事業税、消費税・地方消費税 (直近 1 年間分)]
- 地域貢献の提案 (様式自由)

## 9 募集期間

令和元年 7 月 26 日 (金) から 8 月 23 日 (金) 17:00 まで (必着)

## 10 選定方法

募集期間終了後、別紙 2 「検討項目及び検討のポイント」に基づき、提案金額、希望契約期間、愛称案、その他要素について、導入検討会における検討結果を踏まえ、優先交渉権者を決

定めます。

その後、当該施設のネーミングライツの導入について関係者及び市民からの意見聴取を経て、契約条件を協議したうえで契約を締結します。

※導入までの流れ及びここに記載のない事項は、

「横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」を参照してください。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/private-fund/naming-rights/naming-rights.files/0016\\_20190327.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/private-fund/naming-rights/naming-rights.files/0016_20190327.pdf)

## 11 お申込み・お問い合わせ先

〒231-0017 横浜市中区港町2-6 横浜関内ビル8階

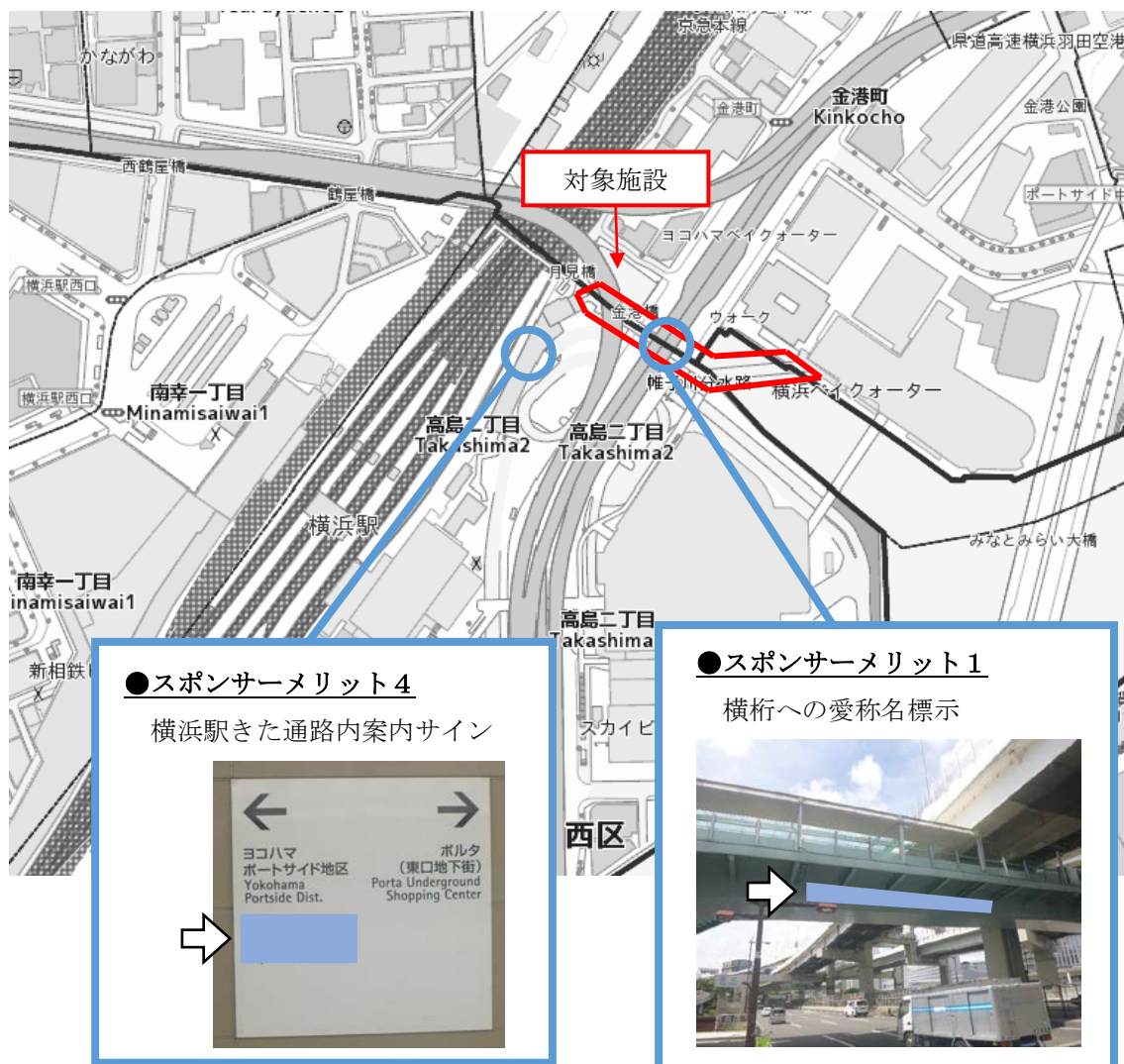
横浜市道路局 計画調整部企画課 新井、中島

TEL : 045-671-3532

FAX : 045-651-6527

e-mail : do-event@city.yokohama.jp

## 12 案内地図



令和 年 月 日

## 横浜駅ポートサイド人道橋ネーミングライツ申込書

横浜市長

以下のとおり横浜駅ポートサイド人道橋ネーミングライツ募集に申し込みます。

申込者	所在地	〒 -		
	納税地 (登記簿上の本店所在地)	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名	氏名	
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
※「スポンサー」の欄は、申込者と異なる場合のみ記入してください。				
スポンサー	所在地	〒 -		
	納税地 (登記簿上の本店所在地)	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
業種・事業内容				
提案内容	対象施設名	横浜駅ポートサイド人道橋		
	愛称案 (仕様・デザイン等を含む)	(別添可) 英文表記：		
	応募の趣旨			
	金額(月額)	円/月(税抜)		

	契約希望期間	令和 年 月 日～ 年3月31日	年数	年 月
	地域貢献の概要等			
	希望するスポンサーメリット ※希望するものに○をつけてください。		1 横桁部分への愛称名の標示	
			2 周辺案内サインへの愛称名表示	
			3 各種広報印刷物等を使用したPR	
			4 横浜駅きた通路内案内サインへの愛称名表示	
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要項の内容を確認しました。</li> <li>・横浜市 of 広告関連規程及びネーミングライツ関連規程を遵守します。</li> <li>・横浜市が市税納付状況調査を行うことに同意します。</li> </ul>			

## 検討項目及び検討のポイント

### ① 応募団体

#### 【ポイント】

- ・応募資格にあてはまるか
- ・経営は健全か など

### ② 応募の趣旨

#### 【ポイント】

- ・本市のネーミングライツの目的に沿っているか など

### ③ 愛称案（英文表記含む）

#### 【ポイント】

- ・市民にとって親しみやすいか、分かりやすいか
- ・施設等の管理運営に支障が生じないか など

### ④ ネーミングライツの対価

#### 【ポイント】

- ・応募金額は妥当か
- ・市の負担経費（当該施設の維持管理費等）と比較して妥当か など

### ⑤ ネーミングライツ導入の期間

#### 【ポイント】

- ・安定したネーミングライツ運用が図られる期間か など

### ⑥ 施設の魅力向上、地域活性化につながる提案

#### 【ポイント】

- ・地域貢献の提案内容が当該施設にふさわしい内容か
- ・実現可能な内容か など

### ⑦ 市民および関係者からの意見聴取の結果

### ⑧ その他、検討において必要な事項